

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和43年5月から同年8月まで
③ 昭和44年9月及び同年10月

申立期間①について、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に町内の役員に納付した。未納となっていることに納得がいかない。また、申立期間②及び③については、国民年金保険料の還付を受けた記憶が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①を除き、国民年金加入期間はすべての国民年金保険料を納付している。

また、申立期間①前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間①の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人とその妻は、国民年金加入期間のうち、納付日の確認できる期間の大部分を同一日に納付していることから、申立人の主張に不自然な点は見受けられない。

一方、申立期間②及び③について、国民年金保険料は一度納付されたことは確認できるものの、納付後、厚生年金保険料と重複納付されたことが確認できたことから、昭和63年12月に還付処理されたことが還付金額及び還付決定日共にオンライン記録に明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はない。

また、申立人の預金口座に、申立期間②及び③に係る国民年金保険料が社会保険事務所(当時)から振り込まれていることが、A金庫B支店で確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月12日から23年2月6日まで
② 昭和27年4月15日から32年12月21日まで

厚生年金保険に最初に加入した事業所と最終事業所は同一であり、脱退手当金を受け取ったとされる期間について理解できない。脱退手当金支給日は退職して日数がたっており、退職後事業所へは行ってないので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給されたとする額は、法定支給額と3,157円相違しており、その原因は不明である。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、当該期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は関連事業所であり、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和36年2月13日、資格喪失日に係る記録を同年4月21日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月13日から同年4月21日まで

昭和36年2月10日にA社に入社し、C市D区E町のF工場を建設するための同社G本部に所属した。同社は、同年4月1日に、同社全額出資のH社を設立し、完成した工場をH社の工場とし、A社G本部所属者はH社に出向となった。A社に入社以来、給与は同社規定の明細書に表示されており、厚生年金保険料控除欄が空白であった記憶は無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管する昭和36年3月15日付けの人事ニュースに、申立人が、同年2月10日に社員に採用され、技術職技術要務員としてG本部に所属した旨の記載があること及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する同僚は、申立期間において、A社本社又は同社I工場で厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるほか、同時期に入社し、同社I工場に配属された同僚は、昭和36年2月1日に、同工場で厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が記憶する同僚のA社本社及び同社I工場での厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額とH社での資格取得時の標準報酬月額が一致していることから、申立人のH社での資格取得時の標準報酬月額である3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては、当時の資料は無く不明と回答しているが、A社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和36年2月及び同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月2日にA社で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から同年9月までの期間の標準報酬月額は30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から同年10月1日まで

私は、昭和20年4月にB社へ入社して、同年10月まで働いたが、厚生年金保険被保険者期間となっていないので申し立てる。この会社では、C市D小学校の紹介で入社して航空機の仕事をしていたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る昭和20年4月2日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日は2日違いであるものの、B社E製作所での同姓同名、かつ、被保険者期間と申立期間が同一である厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該厚生年金保険被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和20年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び同年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が32万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額(32万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から17年11月までは32万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていること

から、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年6月まで

申立期間はA市に居たが、そのころは若かったので国民年金に加入していなかった。昭和45年6月にB町に帰った時、A市で加入していなかった国民年金保険料を私の母親がB町役場C支所又はD農協で納付した。そのことを母親がよく言っていたので、未納があるとは思わなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月にA市からB町に転居したと述べているが、戸籍の附票によるとB町への転居時期は47年2月となっており、同年3月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この時期に国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、この時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は特例納付によるほかは、時効により納付することができない上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、特例納付が行われた形跡も見当たらない。

また、特殊台帳によると、申立人の国民年金の加入手続は、昭和47年3月ごろ行われており、その後2回に分けて過去の国民年金保険料がまとめて納付されていることから、申立人の母親が納付したとする国民年金保険料は、当該記録のことであると考えられる。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 713 (事案 265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から43年9月まで

夫が昭和39年6月に市役所に婚姻届を提出した。しばらくして、国民年金保険料の納付書が届いた。夫が私の国民年金保険料を、毎月、自宅に集金に来た納税組合の班長に納付していた。夫が納付済みとなっているのに、私だけ未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の夫が婚姻届を提出した際に、申立人の国民年金の加入手続をした記憶は無いが、その後、納付書が郵送され、自宅に集金に来た納税組合の班長に国民年金保険料を納付したと主張しているが、婚姻届を提出したことだけで国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間に係る国民年金保険料の一部は時効により納付できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間について、申立人から国民年金保険料納付を示す資料として平成8年4月以降の国民年金保険料領収証書が提出されたが、当該期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとまで言い難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から50年3月まで

A店を退職し、B市C町に居住していた昭和42年1月ごろ、B市役所で国民年金に切替手続きをした。自宅に来た集金人に、私の夫の国民年金保険料と併せて3か月ごとに納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A店を退職した昭和42年1月ごろ、国民年金加入手続きを行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年1月に払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続きはこのころ行われたと推認でき、当該払出日においては、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、特例納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は、B市C町に居住していた時に国民年金の加入手続きを行い、その際現在所持している国民年金手帳を受け取ったと述べており、当該国民年金手帳、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金受付処理簿及びB市の国民年金被保険者名簿に記載されている住所は、昭和47年4月に住所変更されたB市D町となっていることから申立人の主張する時期に国民年金の加入手続きが行われたとは推認し難く、当該時期に国民年金の加入手続きが行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫から聴取しても、申立人が納付したはずであると述べるのみで、申立期間当時の国民年金の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで
② 昭和 21 年 11 月 1 日から 22 年 11 月 2 日まで

A社が直に倒産をすることが分かり、給料だけを受け取り退職をして実家に帰った。それ以後、A社から連絡も無かったし、金銭の振込も無かった。私は脱退手当金を受け取っていないので、当該期間を年金対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金を支給したとする記録がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和22年12月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A社を退職後は実家の農業を継いだと供述をしていることから、脱退手当金が支給された昭和22年12月11日には、ほかの年金との通算制度は施行されていないことからすると、申立人の意思に基づき脱退手当金の裁定請求の手続が行われたと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。